

新潟大学の研究費等の管理・運営に関する基本方針

平成 19 年 4 月 19 日

学長裁定

改正 平成 27 年 1 月 1 日

(目的)

第 1 この基本方針は、新潟大学（以下「本学」という。）における研究費等の使用に関し、法令その他本学の定める規則等を徹底及び遵守するとともに、職員等のコンプライアンス意識の向上及び責任ある研究費等の管理・運営体制の整備・充実を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 この基本方針において、研究費等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 各省各庁から配分される競争的資金（各省各庁が所管する法人等から配分される競争的資金を含む。）
- (2) 地方公共団体からの助成金及び補助金
- (3) 寄附金（助成団体等からの助成金を含む。）
- (4) その他本学の責任において管理すべき経費
(コンプライアンス最高責任者)

第 3 国立大学法人新潟大学コンプライアンス規則（平成 26 年規則第 10 号。以下「コンプライアンス規則」という。）第 5 条に規定するコンプライアンス最高責任者（以下「最高責任者」という。）は、本学における研究費等の管理・運営について、本学全体を統括し、最終責任を負う。

(コンプライアンス総括責任者)

第 4 コンプライアンス規則第 6 条に規定するコンプライアンス総括責任者（以下「総括責任者」という。）は、最高責任者を補佐し、本学における研究費等の適正な管理・運営、研究費等の不正使用に関する調査及び是正並びに再発防止について総括するとともに、これらの実施状況について最高責任者に報告する。

(財務担当コンプライアンス責任者)

第 5 コンプライアンス規則第 7 条に規定するコンプライアンス責任者のうち、財務を担当するコンプライアンス責任者（以下「財務担当コンプライアンス責任者」という。）は、研究費等の適正な管理・運営について、本基本方針に基づき、第 17 に規定する研究費等の不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況について総括責任者に報告する。

(コンプライアンス部局責任者)

第6 コンプライアンス規則第8条に規定するコンプライアンス部局責任者(以下「部局責任者」という。)は、財務担当コンプライアンス責任者の指示の下、部局における研究費等の適正な管理・運営のため、不正防止計画を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を財務担当コンプライアンス責任者に報告する。また、部局において、研究費等が適正に使用されているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指示する。

(各責任者のリーダーシップ)

第7 第3から第6に規定する各責任者は、適正な研究費等の管理・運営が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(コンプライアンス委員会の報告)

第8 財務担当コンプライアンス責任者は、コンプライアンス委員会において、研究費等の不正防止計画の策定及び実施状況を報告する。

(ルールの明確化等)

第9 本学は、研究費等の管理・運営のルールについて、常に検証を行い、ルールの明確化、統一化を図るとともに、職員等に対し、周知徹底を図る。

2 研究費等の管理・運営のルールに関する本学内外からの相談を受け付ける窓口を財務部財務企画課とする。

(職務権限の明確化)

第10 研究費等の管理・運営に関する権限と責任については、国立大学法人新潟大学会計規則(平成16年規則第23号)及び同実施規程(平成16年規程第97号)並びにその他本学の規則等による。

(研究費等の管理・運営)

第11 研究費等は、運営費交付金、各省各庁から配分される競争的資金、地方公共団体からの助成金及び補助金、寄附金等、国民の税金その他多方面からの支援で成り立っていることを認識し、その目的に沿った使用及び説明責任を果たすべく、常に適正な管理・運営を行う。

(研究費等の機関管理の徹底)

第12 研究者個人の発意で提案され採択された研究費等であっても、本学の規則等に則り研究費等の機関管理を徹底し、適正な管理を行う。

(事務職員の責務等)

第13 事務職員は、専門的能力をもって研究費等の適正な執行を確保しつつ、本学の効率的な業務遂行を目指した事務を行う。

2 本学は、事務職員の専門的能力の向上を図るため、研修等を実施する。

(職員等の意識の向上)

第 14 最高責任者は、研究費等の管理・運営に関わる職員等に対し、研究費等の管理・運営にあたり本学の規則等を遵守することの誓約を求める。

第 15 研究費等の適正な管理・運営のため、コンプライアンス教育その他の方法により、研究費等の管理・運営に関わる全ての職員等の規範意識の向上を図る。
(不正使用に係る調査・処分等)

第 16 学内外からの通報等及び監査等により、研究費等の不正使用の疑いがある場合は、新潟大学における研究費等の不正使用に関する取扱規程（平成 19 年規程第 45 号）により調査を行う。

2 学長は、前項の調査の結果、不正使用と認定された場合は、国立大学法人新潟大学職員の懲戒等に関する規程（平成 16 年規程 82 号）により不正使用に関与した者を処分する。

3 学長は、第 3 から第 6 に規定する各責任者において、各々の責任が十分に果たされなかったことにより研究費等の不正使用を招いた場合には、前項と同様に各責任者を処分する。

(研究費等の不正防止計画の策定)

第 17 財務担当コンプライアンス責任者は、研究費等の不正使用を未然に防止するため、その要因を把握・分析し、具体的な研究費等の不正防止計画を策定する。

2 前項の不正防止計画には、不正使用対策の理解や意識を高めるためのコンプライアンス教育、不正使用の発生要因に応じた対策、不正使用防止のためのモニタリング、その他不正使用防止のための具体的施策を盛り込む。

3 財務担当コンプライアンス責任者は、不正防止計画を着実に実施するとともに、実施状況を把握・分析し、必要に応じて見直しを行う。

4 不正防止計画を推進する部署は、財務部財務企画課とする。

(通報窓口)

第 18 研究費等の不正使用に関する本学内外からの通報又は相談の窓口は、国立大学法人新潟大学公益通報者保護規程（平成 19 年規程第 1 号。以下「公益通報規程」という。）第 4 条に規定する窓口とする。

2 通報窓口の運営にあたっては、公益通報規程に基づき、通報者の保護を行う。

(監査体制)

第 19 内部監査部門は、監事及び会計監査人との連携を図り、実効性のある監査を実施する。